

茨城県「核燃料等取扱税」の更新

茨城県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の茨城県核燃料等取扱税の概要は以下のとおりです。

課税団体	茨城県
税目名	核燃料等取扱税（法定外普通税）
課税客	① 原子炉の設置 ② 核燃料の挿入 ③ 原子炉施設における使用済燃料の保管 ④ 使用済燃料の受入れ ⑤ 再処理施設における使用済燃料の保管 ⑥ 高放射性廃液の保管 ⑦ ガラス固化体の保管 ⑧ プルトニウムの保管 ⑨ 放射性廃棄物の発生 ⑩ 放射性廃棄物の保管
課税標準	① 原子炉の熱出力 ② 挿入された核燃料の価額 ③ 課税期間内において保管する使用済燃料（保管期間が5年を経過したものに限る。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④ 課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤ 課税期間内において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥ 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量 ⑦ 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量 ⑧ 課税期間内の12月31日において保管するプルトニウムの重量 ⑨ 課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量 ⑩ 課税期間内において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量
納税義務者	①～③ 原子炉設置者 ④～⑦ 再処理事業者 ⑧～⑩ 原子力事業者
税率	① 34,000円/千kw（3か月） ② 100分の8.5 ③ 1,500円/kg ④ 60,100円/kg ⑤ 1,500円/kg ⑥ 2,263,000円/m ³ ⑦ （420本以下）1,219,000円/本 （421本以上）1,401,000円/本 ⑧ 5,100円/kg ⑨ 106,000円/m ³ ⑩ 5,100円/m ³
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,618百万円
非課税事項	国及び県並びに国立大学法人に対しては、本税を課さない。
徴税費用見込額	年間 約17万円
課税を行う期間	5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

- ・ 令和5年12月22日 茨城県議会にて条例案可決
- ・ 令和5年12月25日 総務大臣協議
- ・ 令和6年3月12日 総務大臣同意
- ・ 令和6年4月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：中谷企画官、菊地係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。